

浜松市土木工事積算基準決定要領

第1 趣旨

この要領は、浜松市が発注する土木工事、土木工事関連業務委託等（以下「浜松市の工事、委託等」という。）の価格の積算に使用する積算基準の決定方法について定める。

第2 適用範囲

この要領は、浜松市の工事、委託等の予定価格を算出する場合に適用する。

第3 積算基準の決定

積算基準は、原則として次の順序で決定することとし、最新の基準を使用すること。

- (1) 静岡県が定める標準積算基準（以下「県標準積算基準」という。）
- (2) 国の標準積算基準及び暫定積算基準
- (3) 見積調査の積算基準

第4 県標準積算基準

県標準積算基準とは、建設工事、業務委託等の積算基準で、静岡県が定めたものをいう。

第5 国の標準積算基準及び暫定積算基準

国の標準積算基準とは、各関係省庁が定めた標準積算基準等をいう。

- 2 暫定積算基準とは、国土交通省において適用期間を限定するなど暫定的に定められた積算基準をいう。
- 3 各日本高速道路株式会社（旧 J H）、各日本旅客鉄道株式会社（ J R）等の民間会社や社団法人等の積算基準は使用しない。ただし、一般社団法人日本建設機械施工協会が発行している「橋梁架設工事の積算」及び「大口径岩盤削孔工法の積算」は、積算基準として適用することができる。

第6 見積調査の積算基準

見積調査の積算基準は、次により決定したものとする。

- (1) 第4及び第5に定める積算基準が適用できない場合は、見積調査による積算基準を使用することができる。
- (2) 見積調査の方法及び使用積算基準の決定は、別に定める取扱いによる。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月7日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

浜松市土木工事積算基準決定のための見積調査 に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、浜松市土木工事積算基準決定要領（以下「基準要領」という。）第6に基づき必要な細目について定める。

第2 適用範囲

この取扱いは、浜松市が発注する土木工事、土木工事関連業務委託等の予定価格を算出するにあたり、積算基準を決定するために行う見積調査に適用する。

第3 見積徴収対象者の選定

見積徴収対象者の選定は、次のとおり行うものとする。

- (1) 原則として5者以上を選定する。
- (2) 見積徴収対象者は、当該工事及び業務が可能な者とし、浜松市の入札参加資格を有する者を優先する。

第4 見積依頼等

見積依頼等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 見積依頼は、所属長名で書面により行う。なお、この依頼は、電子メールによることができるものとする。
- (2) 見積依頼文には、「この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加を決めるものではありません。」と明記する。
- (3) 見積に係る費用は、すべて見積提出者の負担とする。
- (4) 見積書の提出は、電子メールによることができるものとする。ただし、電子データの見積書は、朱印のあるものを有効とする。
- (5) 見積内容は、部外者に漏洩なきよう取扱いに注意すること。

第5 見積条件

見積依頼には、各者が同一の条件で見積書が提出されるよう次の事項を見積条件として明示すること。

- (1) 作業予定位置
- (2) 作業条件
- (3) 作業項目、作業内容及び作業数量
- (4) 作業に関する貸与資料
- (5) 工事費又は業務費の構成と見積積算基準の徴収範囲
- (6) 技術者区分の定義
- (7) 予定実施期間

2 見積積算基準は、作業項目ごとに必要な人員、建設資材、機械経費、作業日当り

標準作業量等を明記するよう依頼する。なお人員は、公共工事設計労務又は業務委託等技術者の職種区分を用いたものとする。

3 見積有効期限等の条件を明記するよう依頼する。

第6 見積書の審査

提出された見積書が、依頼した見積条件に適合しているかを、ヒアリングなどで審査する。

2 見積積算基準の妥当性の検証を行い、異常が見られる項目がある場合は、理由を確認し、必要に応じて見積りの再徴収を行うなどの措置を講じること。

第7 使用積算基準の決定

徴収した各者の見積積算基準は、浜松市が採用する公共工事設計労務等により計算した価格（以下「見積価格」という。）を基に、次の条件で使用積算基準の決定を行う。なお、見積書の審査において不適格となった見積書については、あらかじめ排除する。

(1) 見積価格の分布状況から異常値を排除する。なお、「異常値」とは、見積りの平均価格に対して差異 30%以上の基準をいう。ただし、極端な異常値により平均価格に影響を与える場合は、この極端な異常値をあらかじめ除き平均価格を算出することができる。

(2) 異常値を排除した平均価格の直近下位の見積積算基準を使用する。

附 則

この細則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成22年9月1日から施行する。

附 則

この細則は平成23年12月7日から施行する。

附 則

この細則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成30年10月1日から施行する。

(積算基準見積依頼書例) (委託用)

積算基準の参考見積依頼書

1 目的

本参考見積依頼書は、平成〇〇年度に実施を予定している□□業務（※業務種別等）の積算の参考とするための見積りを徴収するものです。

なお、この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加を決めるものではありません。

2 作業予定位置

浜松市〇〇区〇〇地内

3 作業条件

(作業の条件を明記する。)

4 作業項目、作業内容及び作業数量

(作業項目、作業内容及び数量を明記する。)

5 作業に関する貸与資料

(予定している貸与資料を明記する。)

6 業務費の構成と見積積算基準の徴収範囲

(1) 本業務の業務費の構成

(業務費の構成を明記する。)

(2) 積算基準の見積徴収範囲は、標準積算基準で定義されている直接人件費のうち、上記「4 作業項目、作業内容及び作業数量」を実施するために必要な技術者の人数とする。

7 技術者区分の定義

技術者区分の定義は、業務委託等技術者単価における職種区分によるものとする。

8 予定実施期間

契約時期：平成〇〇年〇〇月

実施時期：〇か月程度

9 提出内容

(1) 別紙様式に作業項目ごとに必要な延べ人数を記載し提出する。

(2) 提出先

〒000-0000 浜松市〇〇区□□町 0000

浜松市〇〇部□□課 担当 △△グループ ◇◇◇◇

(宛名は、「浜松市長」としてください。)

(3) 提出期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

10 その他

- ・見積有効期限等の条件を明記すること。
- ・この見積に要する費用は、すべて見積提出者の負担とします。

別紙 見積書

次の様式に従って作業項目ごとに述べ人数(小数点以下第1位まで)を記入するものとする。

なお、作業内容から必要と判断される場合は、他の職種を追加するものとする。

作業項目	職 種						
	主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
作業項目A	人	人	人	人	人	人	人
作業項目B							
合計							